

●香川県告示第73号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月25日

香川県知事 池 田 豊 人

1 施行者の名称

宇多津町

2 都市計画事業の種類及び名称

中讃広域都市計画下水道事業 宇多津町流域関連公共下水道

3 事業施行期間

昭和53年12月23日から令和14年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

香川県綾歌郡宇多津町字茶臼山、岩屋、中村、長縄手、十楽寺、津之郷、池の内の一部を変更する。